

## 第2回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年2月17日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

### 議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 3件)
- 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第3号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 3件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 7件)

### 応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のため出席  
した者(事務局)

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後3時55分開会

議長  
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員

会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長  
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、2番内野晴夫委員、8番安彦祥子委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

その前に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」の申請番号1番につきましては、申請理由が本人の故障によるものでございますが、本人から聞き取りを行う必要が生じたことから、今回の議案で当該部分の1件につきましては、取り下げさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年3月31日に相続し、前回調査は、平成28年12月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成28年4月23日に相続し、前回調査は、平成29年1月16日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成16年6月16日に相続

し、前回調査は、平成29年2月15日になります。  
以上でございます。

議 長  
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。  
それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2 番  
(内野 晴夫君)

本日午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ブロッコリー、コマツナ、ダイコン、キャベツ、ホウレンソウ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、サヤエンドウ、タマネギ等が栽培されておりました。③の農地は、一部に梅が植えてありました。⑦の農地は、ブロッコリー、カリフラワー、ダイコンが栽培されておりました。残りの農地については、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ビニールハウスが5棟ありまして、中にはコマツナが、また、ビニールハウスの間にはホウレンソウ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長  
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。  
はい、川島委員。

1 番  
(川島 修君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長  
(田代 敏夫君)

はい、高橋委員。

9 番  
(高橋 文雄君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長  
(田代 敏夫君)

なお、3 番の申請地につきましては、私が現地を確認しております。

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第 2 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1 件申請がございました。

申請番号 2 番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和元年 10 月 4 日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長  
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。  
それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2番  
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ダイコン、ハウレンソウ、ネギ、カラシナ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、申請地につきましては、私が現地を確認しております。

何か御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長  
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。  
議案第3号、「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件申請がございました。

利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間はいずれも令和2年3月1日から令和7年3月31日までです。

なお、申請番号1番から3番までの利用権の設定を受ける者につきましては、いずれも新規就農者として市が認定した農業者であり、計画的に農地の利用が図られるものと思われます。  
以上でございます。

議長  
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2番  
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件あります。

申請番号1番から3番の農地でございますが、いずれも作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、新規就農者として農業経営を行っている方で問題はないと思われますので、承認してよろしいかと思います。

議長  
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

10番  
(大口 貴司君)

1番から3番の申請地につきまして、現地を確認しております。

また、1月30日に申請人と会長・事務局を交えてお会

	いしており、内容を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。
委 員	なし。
議 長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は承認をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (田代 敏夫君)	<p>ありがとうございました。異議ないようですので議案第3号につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。事務局より説明いたさせます。</p>
事 務 局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、3件ございます。</p> <p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は申請番号1番と3番が一般住宅、申請番号2番が駐車場でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 (田代 敏夫君)	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>なお、1番と2番の届出地ですが、私が現地を確認しております。</p> <p>はい、川島委員。</p>
1 番 (川島 修君)	3番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長  
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、7件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、7件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番が分譲住宅、申請番号2番と4番が駐車場、申請番号3番と5番から7番までが一般住宅でございます。

以上でございます。

議 長  
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9 番  
(高橋 文雄君)

1番と7番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長  
(田代 敏夫君)

はい、石川委員。

4 番  
(石川 裕一君)

2番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長  
(田代 敏夫君)

はい、川島委員。

1 番  
(川島 修君)

3番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長  
(田代 敏夫君)

なお、4番、5番、6番の届出地については、私が現地を確認しております。

他に御意見等ございませんか

委 員

なし。

議 長  
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第2回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時17分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和2年2月17日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩